

2014年2月13日

エコマーク商品類型 No.137「建築製品（外装・外構工事関係用資材）Version1.7」 分類 D-2 ～木材・プラスチック再生複合材～ 認定基準の改定（案）について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯

建築製品（外装・外構工事関係用資材）分類 D-2 については、JIS A 5741 に該当する製品、およびこれを主として用いたエクステリアデッキ材、ルーバーなどの建築製品を対象としており、品質については当該 JIS 規格への適合を規定している。これまで JIS 該当製品およびこれを用いた建築製品に対し、JIS A 5741 の品質に関する基準への適合を確認しているが、このたび当該工業会よりエコマーク認定の際に確認する JIS の範囲について明確化を求める意見が寄せられたため、これに対応して改定を行うものとする。

2. 改定の概要

品質に関する基準の要求事項を明確にする。

3. 改定箇所（*下線部を追加、見え消し部を削除）

4-2. 品質に関する基準と証明方法

- (9) 品質は、該当する JIS A 5741 規格の 8. 品質に適合していること。またかつ、木材・プラスチック再生複合材を加工した製品にあっては、該当する建築製品の ISO、JIS、工業会規格などに適合していること。

【証明方法】

申込者は、該当する JIS 規格などに適合していることを示す試験結果などの証明書を提出すること。また、対象物を加工した製品にあっては、該当する ISO、JIS、工業会規格などに適合していること。申込製品または申込製品製造工場が、JIS の認定を受けている場合は、JIS 認定の写しを提出することで基準への適合の証明に代えることができるものとする。

4. 改定日： 2014年4月1日

以上